

人事委員会規則七―〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七―〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

規則七―〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表六級の項中「~~課長~~」の次に「~~主任~~」を加え、「~~副課長~~」を削り、同表八級の項中「~~主任~~」の次に「~~副主任~~」を加え、同表九級の項中「~~主任~~」の次に「~~副主任~~」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。